

シンガポールにおいて特許を取得するためのオプションである
「外国ルート」のメリットと落とし穴

2017年02月20日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

2014年2月14日に、シンガポールにおいて実体審査制度が改正（**Patents (Amendments) Act 2012**）され、基本的にはシンガポール知的財産庁（IPOS）において特許出願の実体審査が行われることになりました。具体的には、"self-assessment" system から"positive-grant" systemへ審査制度が変更され、特許出願はシンガポール知的財産庁による実体審査を受けることが原則となりました。これに伴い、修正審査制度が廃止されました。

シンガポール特許取得のルートとして、大きく分けて3つのプロセキューション・ルートが設けられています。すなわち、「国内ルート」、「混合ルート」、及び、上記の「外国ルート」の3つのルートです。「国内ルート」においては、シンガポール知的財産庁がサーチおよび実体審査を行います。「混合ルート」においては、対応外国出願のサーチレポートに基づいてシンガポール国内の審査官が実体審査を行います。「外国ルート」は、「国内ルート」および「混合ルート」とは本質的に異なるものであり、シンガポール国内の審査官は、サーチおよび実体審査を行いません。

現行法において"positive grant" patent system への制度移行に整合させるべく、シンガポール知的財産庁は、非公式に、2017年1月1日に「外国ルート」を廃止する予定である旨、言及しました。しかしながら、その後、2016年7月27日に、「外国ルート」の廃止を**2020年1月1日に延期**する旨を公式に表明しました。このような状況下で、廃止予定の「外国ルート」を利用してシンガポールにおいて特許取得することのメリットと落とし穴について、以下に説明します。

【全5頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

< 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
< 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
< 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
< 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
< 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。